

○国土交通省告示第二百十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年三月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道220号改築工事（古江バイパス・鹿児島県鹿屋市白水町地内から同市小野原町地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 鹿児島県鹿屋市白水町及び小野原町地内
- 2 使用の部分 鹿児島県鹿屋市白水町及び小野原町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道220号改築工事（古江バイパス）」（以下「本件事業」という。）は、鹿児島県鹿屋市白水町地内から同市古里町地内までの延長2.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道220号（以下「本路線」という。）は、宮崎県宮崎市を起点とし、鹿児島県霧島市に至る延長約188kmの主要幹線道路であり、本路線沿線には、景勝地である霧島錦江湾国立公園、日南海岸国定公園等の観光資源が存していることなどから、年間を通じて多くの観光客が訪れており、本路線は観光産業において重要な役割を果たしている。また、鹿児島県大隅地域（志布志市、鹿屋市、垂水市等）における本路線は、高速自動車国道東九州自動車道の国分インターチェンジや鹿児島市中心部と大隅地域とを結ぶフェリーの拠点である桜島港及び垂水港へのアクセス道路であり、大隅地域内外の各都市を結ぶことから観光や物流における重要な路線であるとともに、垂水市と鹿屋市中心部とを結ぶ唯一の主要幹線道路であることから、地域住民の日常生活にも欠かせない道路である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が複数存在し、追突事故等の交通事故が発生しているほか、自然災害による通行止め等が行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が整備され、自然災害発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和2年10月等に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、サツمامシオイ、テラマチベッコウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているイモネヤガラ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオオタニワタリ、ナギラン、ヤクシマアカシュスラン、準絶滅危惧として掲載されているエビネその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極

めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が11か所存在するが、このうち6か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る5か所についても鹿児島県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である南側ルート案、現道ルート案及び北側ルート案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いものの、移転対象物件数は北側ルート案とともに最も少ないこと、現道ルート案と比べて工事期間中の現道交通への影響は小さく、北側ルート案と比べて橋梁施工の必要がないことなどから施工性に最も優れていると判断されること、加えて、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われており、本件事業によりその機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、鹿屋市長を会長とする大隅総合開発期成会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鹿児島県鹿屋市役所